

# 第2次太宰府市男女共同参画プラン

## 平成29年度進捗状況報告

この報告書は、太宰府市男女共同参画推進条例第15条に基づき、  
年次報告として公表するものです。

太 宰 府 市

# 第2次プランの体系

男女がいきいきと輝くまちづくりを目指して

目標	施策の方向	施策	
<b>目標1</b> 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④社会慣行の見直し、検討	
	2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①男女平等教育の推進 ②社会的性別(ジェンダー)にとらわれない進路指導の充実 ③教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ④性教育の充実	
	3. 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	①男性・子どもへのアプローチ ②教育による男女共同参画の理解の促進 ③子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現	
<b>目標2</b> あらゆる分野における男女共同参画の促進	4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④女性のエンパワーメント支援	
	5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援 ③再就業のための支援	
	6. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①職場環境の整備への取組支援 ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③両立のための諸制度の定着促進	
	7. 多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援	①ひとり親家庭への支援 ②子育て環境の整備 ③介護環境の整備 ④諸制度の促進	
	8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災等における男女共同参画の推進	
	9. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	①国際交流への男女共同参画の促進	
	<b>目標3</b> 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり	10. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①暴力からの被害者保護、支援体制の充実 ②セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組 ③相談窓口の充実
		11. 生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた健康課題への支援 ②性と生殖に関する女性の健康についての理解の促進
		12. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備 ②外国人市民に対する支援の充実 ③配慮を必要とする男女への支援
	プランの推進体制	①推進体制の整備・強化 ②市民との連携強化 ③総合行政としての人権施策の推進	

## 第2次男女共同参画プラン 平成29年度進捗状況概要及び平成30年度重点目標と具体的取組

### 1. 平成29年度進捗状況概要

#### 目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

##### 施策の方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

「男女共同参画市民フォーラム」は、男性の家事育児参加や意識改革によって家庭、地域、職場、社会全体にもたらす効果や、ワーク・ライフ・バランスの必要性について講演会を実施しました。フォーラムの第2部では、初めての試みとして地元大学の協力を得て、理想の父親像についてをテーマとした男子大学生からの意見発表を実施し、アンケート結果では評価の高さが伺えました。関心を持てるテーマの設定や講師選定を行い、さらに参加の呼びかけを行っていきます。

また、地域における男女共同参画の推進を図るため、平成28年度から引き続き、校区自治協議会役員会における「10分プレゼン」を実施しました。今後も、地域活動における男女共同参画の必要性について考えていただく機会を設定していきます。

本市の広報やホームページ、パンフレット等の編集・作成にあたっては、職員一人ひとりが常に男女共同参画の視点を踏まえ、「表現ガイドライン」に留意しています。新規採用職員には、行政職員として男女共同参画の視点を持つことの必要性について研修を行いました。

##### 施策の方向2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

学校教育や保育においては、各学校、保育所の方針や計画に基づき、男女共同参画を含むあらゆる人権の視点に立った教育や保育を行っています。

6月の男女共同参画週間ではパネル展と街頭啓発を行うとともに、男女共同参画推進センターミナス主催の男女共同参画セミナーを開催し、啓発・学習を推進しました。今後も市民が気軽に学び、考えることができるテーマを設定していく必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた各種事業については、県主催や近隣市町主催の講座等も併せて、広報誌・ホームページ掲載やチラシの設置等を行い学習の機会を広く周知しました。

##### 施策の方向3. 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画の推進には男性や未来を担う子どもの視点が欠かせないことから、子育て支援センターにおいては父親を対象とした子育て講座「パパとあそぼう！」を、保健センターにおいては「両親教室」などを平成29年度も引き続き開催しています。開催日を日曜日に設定している効果が表れ、父親の参加が増加しました。「両親教室」では、妊娠中から両親が共に育児を行うことの必要性を伝えています。育児に関心の薄い人や、仕事等で多忙のため育児に参加できない父親に対し、参加を促すことが今後の課題です。

「男は仕事、女は家庭という性別役割分担意識を持たない市民の割合」(%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	増減
男性	67.5	59.2	△8.3
女性	64.5	75.5	11.0
全体	66.1	67.2	1.1

※「平成 29 年度太宰府まちづくり市民意識調査報告書」より

## 目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

### 施策の方向 4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市の各種審議会等への女性の登用促進については、女性の意見等を市政に反映させるため、委員の改選時には団体選出に女性の推薦を依頼するなどして、積極的な登用を働きかけています。

一方、分野によっては女性の識見者が少ないことや、選出区分があて職の場合、指定される職に女性が少ないという現状もあり、女性参画が拡大しないという課題があります。

本市における各種審議会委員等の女性登用率は下表のとおり近年微増していましたが、平成 30 年 4 月 1 日現在では 28.0 パーセントと昨年より 0.8 ポイント低下しており、第 2 次プランの平成 29 年度成果目標値である 40 パーセントには到達していません。この現状を改善していくため、平成 28 年度に実施した県内自治体登用状況調査を分析し、登用が進んでいる自治体の選出方法を参考にして、登用率の向上に向けて取り組んでいきます。

また、多様な人の参画拡大に向けた市民の相互理解を促進するため、平成 29 年度も「男女(だれも)が輝く未来へ☆だざいふリアルトーク会 2018」を開催しました。審議会委員の他、大学生や自治会役員等が、立場や世代を超えた対話を行うことにより、人生 100 年時代を迎えたこれからの男女共同参画の在り方を共有する機会となりました。

### 本市における各種審議会委員等の女性登用率 (%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登用率	27.6	27.9	28.8	28.0

※いずれも 4 月 1 日現在

### 施策の方向 5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

企業、事業所に対する啓発については、労働に関する法制度の啓発記事を広報に掲載しました。今後も関係記事等を速やかに周知するよう努めていきます。

筑紫地区企業同和問題推進委員会研修会及び筑紫地区人権・同和行政推進協議会研修会では、人権問題をとおして企業の社会的責任・女性の活躍推進について、また職場におけるハラスメント防止についての理解促進を図りました。

また、市の指名入札参加者審査申請を希望する事業所を対象とした「男女共同参画推進状況」調査を行いました。今後は、アンケート結果を報告書としてまとめ、回答

をいただいた事業所へ送付し、事業所内での活用促進も含めた啓発につなげていきます。

#### 施策の方向6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

職場環境整備については、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、月の平均超過勤務時間削減の目標を設定し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め取り組むこととしています。今後も、全職員に対し、育児休業、介護休業制度の普及促進に努めていきます。

また、男女共同参画推進センタールミナスが主催する講座のうち、一部の講座については、土・日曜日にも開催し、働く方も参加しやすい体制をとっています。

男女が共に仕事と家庭生活を両立するためには、働き方そのものを考えることも必要であるため、ワーク・ライフ・バランスに関するルミナス主催講座の開催や企業・事業所に向けた啓発を今後も引き続き行っていく必要があります。

#### 施策の方向7. 多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援

子育て支援や高齢者・障がい者福祉の推進については、社会保障制度の適正な運営のもと、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

子育て環境の整備では、保育所入所待機児童対策として認可保育所と小規模保育事業所を各1園ずつ新設するとともに、認可保育所1園の増改築による定員増を実施しました。引き続きニーズに対応したサービスに向けて取り組みます。

子育て支援センターにおいては、子育てに関する相談を受けるほか、出前保育、戸外であそぼう会等を開催し、親子が交流しながら楽しく過ごせる場所を提供しました。そのほかにも、子育て情報の発信や、子育て支援サークルへの支援、地域子育て支援センターとの連携を行っています。

介護環境の整備では、介護予防においては、男性の参加を促進するために介護予防教室「男性のためのすこやか運動教室」を開催し、自ら健康活動を意識できる機会を設定しました。また、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防の普及啓発については、校区自治協議会の健康フェスタや各自治協議会・健康推進員主催の公民館学習会の中で啓発活動が実施されています。今後も効果的な啓発方法について、協議し、実践していきます。

介護保険制度については市民の関心も高く、地域包括ケアシステムの構築に向けた出前講座の希望が自治会や長寿クラブ等から多数あり、要望に応じて地域に出向き周知を図りました。

#### 施策の方向8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進

地域社会活動の推進では、広報や隣組回覧等を通じて、環境美化活動などへ性別を問わず幅広い市民に協力を求めています。退職まで仕事重視であった男性が地域に入りやすい環境づくりと若い世代の地域活動への参画を、自治会と協働して進めていく必要があります。

防災分野においては、地域防災計画、避難所運営マニュアル等において男女の違いに配慮した避難所運営を明記しています。自主防災組織では、女性の積極的な参画を求め、平常時から女性の視点を組み込んだ運営がされるよう助言しています。

## 施策の方向9. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

国際交流事業への参画促進では、(公財)太宰府市国際交流協会が主催する国際交流促進事業をとおり、在住外国人が同じ地域に暮らす住民として社会参画を促す仕組みづくりに取り組むとともに、通訳ボランティアの登録にも努めています。

今後は、留学生との交流に関心をもつ市民を増やしていくことが課題です。

## 目標3 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

### 施策の方向10. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

市民意識啓発では、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」週間に市内店舗前等での街頭啓発を行いました。市役所市民ギャラリーや男女共同参画推進センタールミナスにおいてはパネル展を開催し、若年層における「デートDV」についての正しい理解促進に努めました。

男女共同参画推進センターにおいては、面談式のDV相談事業を平成29年度から開始し、悩みを抱える方が気軽に安心して相談できるよう専門相談員を月2回配置する体制をとっており、今後も継続して実施していきます。

また、DV被害の早期解決と支援者の拡大のため、相談窓口周知用カードを市内の店舗、郵便局、地区公民館にご理解・ご協力を得ながら設置の継続を進めました。

被害者の保護、自立支援については、庁内の関係課や外部機関と連携し、相談者の状況に応じた支援を行っています。迅速かつ適切なDV相談に備えるため、「DV被害者支援庁内関係課連絡会議」を開き、相談体制の確認や情報漏えい対策徹底のための協議をしています。

### 施策の方向11. 生涯を通じた女性の健康支援

労働の場における母性保護の啓発については、健(検)診日の女性のみの日や母子健康手帳交付の機会を活用して、働く女性のための制度について周知を図っています。

がん検診や特定健診においては、未受診者への勧奨通知の発送、託児を設けるほか、会場における個人情報保護の配慮を行うなど女性が受診しやすい環境整備にも配慮し、受診率向上に向けた取り組みを行いました。

また、妊婦への保健指導では、母子健康手帳交付時から出産後まで情報提供を行っています。第一子出産年齢が高齢化している一方で、若年妊娠のケースは複雑化かつ困難化していることから、個人の養育環境に配慮しながら、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点で、正しい性や家族計画についての情報提供と相談を行いました。

### 施策の方向12. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

困難を抱える人への支援については、DV被害、貧困、障がい、高齢、ひとり親、外国人など様々な境遇によって支援も複雑化しています。個人の状況に応じた配慮を行いながら、関係機関との連携を図り、情報提供や自立支援に努めています。

また、社会保障制度の改正があった場合や様々なサービス事業内容については、広報、ホームページ、パンフレット等で周知を図りました。

## プランの推進体制

プランの進行管理は、各課長ヒアリング後、推進本部幹事会、本部会議を経て男女共同参画審議会に報告し意見等を求めます。審議会です了承を得た取組状況は市ホームページで公開するとともに、審議会における意見、提言を庁内会議にフィードバックし報告しています。

男女共同参画推進センターの管理運営については、指定管理者、ルミナスと連携しながら、本市の男女共同参画の拠点施設としての機能充実を図るとともに「指定管理者制度運用ガイドライン」に沿って事業内容の評価検証を行っていきます。

職員への啓発については、DVについての基礎的な知識を身につけるとともに、身近な人権問題として捉え理解を深めるような研修を取り組みました。また、「男女共同参画オフィスチェックシート」で全職員が定期的に自分自身を振り返ることによって全庁的に男女共同参画の意識が定着するよう努めました。

第2次プランについては、平成34年度までの10年間を見通して策定していましたが、様々な社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため、中間年である平成29年度にプランの見直しを行いました。幹事会や推進本部会議に諮りながら作成した後期プランの素案について審議会に諮問し、計6回の審議、パブリック・コメント等を経て第2次後期プランを平成30年4月に策定しました。今後は、後期プランに基づき、本市の男女共同参画推進に取り組んでいきます。

## 2. 平成 30 年度重点目標と具体的取組

平成 30 年度の重点目標を次のとおり設定し、課題解決のために取り組んでいきます。

### 目標 1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

#### 平成 30 年度重点目標 市民の男女共同参画理解への促進

市民意識を引き続き向上させるために、下記の具体的取組を行っていきます。

< 具体的取組 >

- ・ 男女共同参画週間パネル展 6 月 15 日～29 日
- ・ 男女共同参画週間街頭啓発 6 月 25 日
- ・ 太宰府市男女共同参画市民フォーラム 12 月 1 日
- ・ ルミナス主催「男女共同参画セミナー」 6 月 23 日、10 月 6 日、1 月 26 日
- ・ ホームページ、広報誌による情報の提供 随時

### 目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

#### 平成 30 年度重点目標 女性の活躍推進のための啓発

女性の活躍や企業事業所への理解を進めるために、下記の具体的取組を行っていきます。

< 具体的取組 >

- ・ 女性による元気な地域づくり応援講座事業実行委員会主催事業の実施  
9 月～平成 31 年 1 月 計 6 回
- ・ 審議会等への女性の積極的登用促進のための取組の検討

### 目標 3 だれもが互いの人権を尊重しあう社会づくり

#### 平成 30 年度重点目標 DV 被害者支援庁内連携体制の充実

DV 被害者支援を充実強化するために、下記の具体的取組を行っていきます。

< 具体的取組 >

- ・ DV 被害者支援庁内連携会議の開催 8 月、3 月
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動週間パネル展 11 月 12 日～11 月 25 日
- ・ DV 防止街頭啓発 11 月下旬
- ・ DV 防止啓発パンフレットの作成・配布
- ・ DV 相談機関周知の充実
- ・ 職員の相談援助技術向上のための研修参加
- ・ ホームページ、広報誌による情報の提供 随時

### プランの推進体制

#### 平成 30 年度重点目標 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画の拠点施設としての整備を行うとともに、推進体制を充実させます。

< 具体的取組 >

- ・ 第 2 次男女共同参画プラン後期プラン概要版の作成・配布
- ・ 男女共同参画推進センター事業の評価検証
- ・ ルミナス登録団体代表者会議の開催
- ・ 男女共同参画職員研修 8 月 30 日・31 日